

エコマーク商品類型 No.114

「紙製の包装用材 Version2.8」

認定基準書

—適用範囲—

包装用緩衝材、紙製包装用粘着テープ、紙ガムテープ、梱包用ペーパーバンド、紙ひも、紙トレイ（段ボール製品および紙箱は除く）

制定日 2003年2月20日
最新改定日 2012年7月5日
有効期限 2016年6月30日

(財) 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.114「紙製の包装用材 Version2.8」

(財) 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の背景

包装用材は、幅広い分野で使用されている。そのうち、包装用緩衝材は、従来から古紙の利用比率が高く、かつ現在あまり利用が進んでいない雑誌古紙などを有効利用しており、資源の循環を円滑に進める上で重要な商品類型である。

近年、化学物質等への関心は以前にも増して高まってきており、特に PRTR 法の施行に伴い、化学物質に関する知見が蓄積されつつある。包装用材においても化学物質の取り扱いをエコマークの認定条件として明確に規定する必要がある。包装用材の中には、有機溶媒などを使用するものもあり、その使用量を削減することは、大気等への環境影響を削減することに加え、資源の有効利用という観点からも重要である。その他、包装用材は、製造時のエネルギー消費、廃水処理など環境に対して様々な影響があることから、従来の古紙の配合に加え、化学物質など様々な面で環境に配慮した包装用材が広く普及することは環境保全上の意義が大きい。

本商品類型では、商品類型 No.114「紙製の包装用材」に引き続き、古紙を利用した包装用材の普及によるリサイクル促進を目指すとともに、上述した化学物質の管理などにも配慮した基準とした。

2. 適用範囲

包装用緩衝材、紙製包装用粘着テープ、紙ガムテープ、梱包用ペーパーバンド、紙ひも、紙トレイ（段ボール製品および紙箱は除く）

3. 用語の定義

古紙	市中回収古紙および産業古紙
市中回収古紙	店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙
産業古紙	原紙の製造工程後の加工工程（紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場など、紙を原材料として使用する工場）から発生し、製品として使用されない紙。 ただし、紙製造業に属する事業を行う者（以下「紙製造事業者」という。）の工場又は事業場（以下「工場等」という。）における製紙工程で生じるもの及び紙製造事業者の工場等において加工等を行う場合（当該紙製造事業者が、製品を出荷する前に委託により、他の事業者加工を行わせる場合を含む。）に生じるものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原材料として利用されるものは、古紙としては取り扱わない（平成 3 年 12 月 24 日通商産業省「紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等

	の運用について」より)。
古紙パルプ	使用済みの紙・板紙又は紙・板紙の断裁くずなどを離解処理又は離解・脱インキ処理して得たパルプ。
古紙パルプ配合率	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、古紙パルプ / (バージンパルプ + 古紙パルプ) × 100(%)で表される。ただし、パルプは含水率 10%の重量とする。なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。パルプモールドおよび古紙裁断による緩衝材など、歩留まり 100%のものは、実際古紙パルプの配合割合に関わらず、古紙パルプ配合率 100%とみなす。
損紙	製紙工程で生じるくず紙。損紙には、抄紙機の湿部で出るぬれた損紙と、乾燥部以後及び仕上げ工程から出る乾燥損紙とがある。これは、普通離解して再使用する (JISP0001: 紙・板紙及びパルプ用語より)。濡れた損紙をウェットブロック、乾燥した損紙をドライブロック、そのまま系内で原料として使用されるものを回流損紙、一度工場内に保管され原料として使用されるものを仕込み損紙と呼ぶこともある。
蛍光増白剤	使用することにより日光のもとで蛍光を発生し、目視では白さが増加する効果を持つような物質
禁忌品	(財) 古紙再生促進センター規格「古紙標準品質規格」で禁忌品に規定されるもの

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

※ 各基準への適合を示す付属証明書を提出すること。

(1) 製品として、包装用緩衝材にあつては、古紙パルプ配合率が 100%であること。

梱包用ペーパーバンド (紙ひもを含む) にあつては、古紙パルプ配合率が 100%であること。

紙トレーにあつては、古紙パルプ配合率が 90%以上であること。ただし、印刷インキ、プラスチックコーティング、接着剤、粘着剤については、製品全重量から除く。

紙製包装用粘着テープ・紙ガムテープにあつては、支持体の古紙パルプ配合率が 40%以上であること。かつ、巻心の古紙パルプ配合率が 100%であること。ただし、ここで言う巻心とは外面紙・内面紙を除いた部分とする。

【証明方法】

製紙事業者の発行する、以下の項目を含んだ古紙パルプ配合率 (最低限保証される具体的な数値) を示す紙質証明書を提出すること。

- ① 製造工場における管理の徹底 (技術標準書 (品質規格書) にエコマーク製品への供給原紙の古紙パルプ配合率を明記するなど)
- ② 製造工場におけるエコマーク製品への供給原紙の製造又は品質管理の担当者 (以下、「管理担当者」という。) 名の明記

また、「古紙パルプ等配合率検証制度チェックリスト」(2008年4月2日 日本製紙連合会) 又はこれに準じた製紙事業者の古紙パルプ配合率についての内部監査の結果

に係る書類等の工場における古紙パルプ配合率の管理・確認方法の内容が分かる資料を提出すること。ただし、エコマーク認定用紙を使用する場合は、当該用紙の「商品ブランド名」および「認定番号」を付属証明書に明記することで、証明に代えることができるものとする。

- (2) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3)記録文書の保管について定めたもの
 - 4)再発防止策(今後の予防策)
 - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

なお、製品を製造する工場に化管法の適用があり、対象となる物質（第一種指定化学物質）を法律で届出義務を定めた規定量以上使用している場合は、物質ごとの排出量および移動量を記載した製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

- (3) バージンパルプ（間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く）が使用される場合、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。

【証明方法】

林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って合法性を確認*した材料が、申込者もしくは製紙事業者により分別管理され、申込製品に供給されていることの証明書を提出すること。あわせて、前記証明書を発行する申込者もしくは製紙事業者は、以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ① CoC(Chain of Custody)認証制度により、事業者として認証を受けていることの証

明書

- ② 事業者認定（関係団体の定める管理規範に従って、合法性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員について、その取組が適切である旨の認定等）を受けていることの証明書
- ③ 合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法（合法性を確認した木材のみを扱っている場合はその方法。以下同様。）、証明書の一定期間の保管などを定めた管理規範

なお、上記のうち②③を選択して提出する場合、前記証明書を発行する申込者もしくは製紙事業者は、②にあつては関係団体の定める管理規範を、③にあつては合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法、証明書の一定期間の保管などに関する管理規範を定め、これをインターネットなどにより公表しなければならない。

* 最低限、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを記載した直近の納入先が発行する証明書を、確認していること。

- (4) パルプの漂白工程において、塩素ガスを使用しないこと。（ただし、2005年6月30日まで本項目は適用しない。）

【証明方法】

製紙事業者の発行する証明書を提出すること。

- (5) アゾ着色剤に関しては、1つ以上のアゾ基の還元分解によって、別表1のアミン1つ以上を生成する可能性のあるアゾ着色剤（染料または顔料）を使用しないこと。または、使用のある場合は、別表1に記載されたアミンの1つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されないこと。

【証明方法】

該当物質の使用の有無を記載した製紙事業者の発行する証明書を提出すること。また、使用のある場合は、別表1に記載されたアミンの1つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されないことについて製紙事業者の発行する以下の①から③のいずれかの証明書を提出すること。

- ① 製品1kg当たり30mgを超えた該当アゾ着色剤の添加がないことの証明書
- ② 計算上、すべての可能性において、別表1のアミンの1つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されないことを示す証明書
- ③ ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験法集成で定められた分析方法により別表1のアミンの1つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されないことを示す証明書

- (6) 蛍光増白剤は、処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

蛍光増白剤の使用の有無を記載した製紙事業者の発行する証明書を提出すること。

- (7) 紙製包装用粘着テープにあつては、製造工程において、粘着剤の塗工時に有機溶剤を使用していないこと。（ただし、2005年6月30日まで本項目は適用しない。）

【証明方法】

使用する溶剤名及びその成分に関する CAS No.について報告すること。

- (8) 製品は、プラスチックコーティングなど、使用後回収・再利用の妨げになるような材料を使用していないこと。(ただし、紙製包装用粘着テープについては、2005年6月30日まで本項目を適用しない。)なお、紙トレーにおける、食品衛生法上、再生紙の食品への接触を避ける目的でのコーティングについては、適用しない。また、製品は廃棄処理時の負荷低減に配慮されていること。

【証明方法】

付属証明書に具体的に記載すること。

- (9) 製品の包装は、省資源化、リサイクルの容易さに配慮されていること。また、製品の包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

付属証明書に具体的に記載すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (10) 紙ガムテープにあつては、日本工業規格 JIS Z 1511 に適合し、紙製包装用粘着テープのうちクラフト紙粘着テープにあつては、JIS Z 1523 に適合すること。その他の紙製包装用粘着テープ、梱包用ペーパーバンド、包装用緩衝材、紙トレーにあつては、該当する品質規格もしくは自社規格に適合していること、または製造段階における品質管理が十分なされていること。なお、食品に使用する紙トレーおよび包装用緩衝材にあつては、食品衛生法で定める「食品、添加物等の規格基準」などに適合し、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成 24 年 4 月 27 日 食安発 0427 第 7 号）に基づいて安全性の確保を図っていること。

【証明方法】

日本工業規格、自主規格などの品質規格(寸法も含む)に基づく試験結果または JIS 認定工場の写しを提出すること。また、食品に使用する紙トレーおよび包装用緩衝材にあつては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成 24 年 4 月 27 日 食安発 0427 第 7 号）に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分は、包装用緩衝材、紙製包装用粘着テープ、紙ガムテープ、梱包用ペーパーバンド（紙ひもを含む）および紙トレーごととし、かつブランド名毎とする。ただし、大小などによる区分は行わない。
- (2) エコマーク下段表示は、下記に示す環境情報表示とする。ただし、「エコマーク使用の

手引」(2011年3月1日制定施行)に従い、マークと認定情報による表示(Bタイプの表示)を行うことも可とする。なおエコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所及び表示内容を提出すること。

環境情報表示は、矩形枠で囲んだものとし、以下の表示例1に示すとおり、「古紙パルプ配合率〇〇%」もしくは「古紙パルプ配合率〇〇%以上」と記載すること。(紙ガムテープにあっては、支持体の古紙パルプ配合率を記載すること。)〇〇%には、製品の実際の古紙パルプ配合率を記載するものとする(小数点以下は、切り捨てとする)。また、紙製包装用粘着テープにあっては、4-1.(7)が適用された場合は、以下の表示例2に示すとおり、1行目の支持体の古紙パルプ配合率に併せて、2行目に「粘着剤塗工時の有機溶剤不使用」と記載すること。なお、〇〇%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。

なお、商品類型 No.114「紙製の包装用材」(1998年8月3日制定)の既認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおりのマーク下段表示「古紙の利用・〇〇%」を記載することも可とする。また2005年4月1日以降に使用契約を締結する既認定商品に限っては、認定番号についても、これまでどおりの番号を記載することも可とする。以下に一例を示す。

[包装用緩衝材、梱包用ペーパーバンド、紙ひも、紙トレー、紙ガムテープ]の表示例(表示例1)



[紙製包装用粘着テープ]の表示例(表示例2)



2004年 7月 1日 制定 (Version2.0)

2004年 12月 21日 改定 (Version2.1)

- 2006年 10月 19日 改定 (Version2.2)
 2007年 4月 1日 改定 (バージンパルプの合法性に関する基準の追加 Version2.3)
 2007年 10月 5日 改定 (有効期限延長)
 2008年 7月 1日 改定 (古紙パルプ配合率の証明方法 Version2.4)
 2008年 8月 21日 改定 (環境法規の順守について Version2.5)
 2009年 5月 1日 改定 (古紙パルプ配合率の定義について、有効期限延長 Version2.6)
 2011年 3月 1日 改定 (マーク表示について Version2.7)
 2012年 7月 5日 改定 (紙トレー等について Version2.8)
 2016年 6月 30日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表1 アゾ基の分解により生成してはならないアミン

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> -クレシジン	120-71-8
15	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
16	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
17	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
18	<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルエンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3